

平成18年 5月5日(金)から 5月11日(木)までは**児童福祉週間**です

今年の標語 **「大切だよ 信らいすること されること」**

児 童 福 祉 週 間

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的として、さまざまな啓発事業や行事を全国的に展開しています。昭和22年より毎年5月5日の「こどもの日」を中心に定められ、今年は60周年を迎えます。

次代を担う子どもたちの健やかな育ちや、
家庭や地域社会の子育てについて考えるきっかけとしてください。

仙 北 市 で は

福祉事務所に専門的な知識と技術を持つ**家庭相談員**、**母子自立支援員**がいます。
地域や家庭や子どもについて、心配なことや困ったことがあれば、気軽にご相談ください。
なお、子育てについての相談には各子育て支援センターもご利用ください。

福祉事務所 児童福祉係 TEL0187(43)2280(内線2008)

各種手当の支給額改定のお知らせ

福祉事務所で支給している次の手当月額が平成18年4月分から減額改定されました。これらは、年平均の全国消費者物価指数の変動に応じて手当の月額が改定される「自動物価スライド制」となっており、4月分からは0.3%の引き下げが行われます。

	現行月額	平成18年4月～	差	問合せ
児 童 扶 養 手 当	全額支給 41 880円 一部支給 41 870～9 880円 児童2人の場合の加算額 5 000円、3人目以降は 3 000円ずつ	全額支給 41 720円 一部支給 41 710～9 850円 児童2人の場合の加算額 5 000円、3人目以降は 3 000円ずつ	160円 160～30円	児童福祉係 TEL(43)2280 内線 2007・2008
	特 別 児 童 扶 養 手 当 1級(重度障害児)50 900円 2級(中度障害児)33 900円	1級(重度障害児)50 750円 2級(中度障害児)33 800円	150円 100円	
特 別 障 害 者 手 当	26 520円	26 440円	80円	
障 害 児 福 祉 手 当	14 430円	14 380円	50円	生活福祉係 TEL(43)2288 内線 2005・2006
福 祉 手 当 (経過措置分)	14 430円	14 380円	50円	

昭和50年より秋田県が実施していた、ひとり親家庭児童祝金支給事業は平成18年3月31日をもって廃止となりました。今後は、子育て支援やひとり親家庭の自立の促進に重点をおいた施策を行ってまいります。
秋田県健康福祉部 子育て支援課 家庭福祉班 TEL018(860)1345